

みよし市交際費執行に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市政の円滑な執行を図るため、市を代表して交際を行う市長等（市長を代理する者を含む。）の交際上必要な経費（以下「交際費」という。）の支出基準及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政委員会委員 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員（農地利用最適化推進委員を含む。）、固定資産評価委員会委員及び公平委員会委員をいう。

(2) 公職者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定に基づき市長が任命又は委嘱する非常勤特別職

イ 国又は県から委嘱を受けた役職者（人権擁護委員、行政相談委員、民生児童委員及び保護司）

(3) 広域行政市町 愛知中部水道企業団、尾三消防組合及び尾三衛生組合の構成市町（交際費の区分及び支出金額）

第3条 交際費は、社会通念上儀礼の範囲と認められるもので、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める場合に支出できるものとする。

(1) 弔慰 葬儀等における香典、供花、弔電等に係る経費とし、支出対象及び支出金額は別表に定めるものとする。

(2) 見舞 罹災、病気等による入院に対する見舞金品に係る経費とし、支出対象は別表の本人の欄に該当する者とし、支出金額は10,000円を限度とする。

(3) 会費 各種団体の総会、記念行事、祝賀会、懇談会等への出席に係る経費とし、支出金額は会費の額とする。

(4) 慶祝 地域振興に功労のあった者又は市の知名度を向上させることに貢献した者の来訪等、交際上特に必要がある場合の祝金品、記念品、花束等に係る経費とし、10,000円を限度とする。

(5) 接遇 来客の接遇に際しての飲食等に係る経費とし、1人当たり2,000円を限

度とする。

(6) 懇談会 市長が主催する懇談会の開催に際しての飲食等に係る経費とし、1人当たり昼食にあつては3,000円、夕食にあつては5,000円を限度とする。

(7) その他 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、宗教団体、政党その他の政治団体に対するものについては支出しない。

(運用)

第4条 慣習その他の特別な理由により基準の定めにより難しい場合にあつては、社会通念上儀礼の範囲と認められるものについて、交際費の区分及び金額を調整できるものとする。

(公開)

第5条 交際費の執行状況については、第3条に規定する区分、支出年月日、支出金額、支出内容及び支払先を明らかにして、当月分を翌月末までにホームページで公開するものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。